

学校向け

～令和4年度 宮城県消費者教育メニュー～

消費生活センターではこんなお手伝いができます！

令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられます。成人すると「未成年者取消権」が行使できなくなり、悪質商法のターゲットとなるなど、消費者被害の急増が懸念されます。

<消費者教育講師派遣事業>～成年年齢引下げに伴う消費者教育の推進～



成年年齢引下げを見据え、契約に関する基本的な考え方や契約に伴う責任について、成年直後に見られる消費者トラブルの事例などを交えながら、消費者問題に精通した弁護士等が講義します。

★対象：高等学校、専門学校、大学等の生徒、学生、教員及び保護者

<弁護士による消費生活法律授業>

消費者問題に精通した弁護士が、若者の消費者被害の具体事例などを教材に、その問題点や被害救済の方法、被害に遭わないための心構えなどを、法律的な視点を交えながら授業形式で講義します。

★対象：中学校、高等学校、専門学校、大学等の生徒、学生、教員及び保護者

<消費生活相談員による出前講座>

実際に受けた相談事例をもとに、県消費生活センターの消費生活相談員が、若者が被害に遭いやすい消費者トラブルを紹介し、被害に遭わないための注意点や遭ってしまった場合の対処法についてお話しします。 ★対象：県民の方ならどなたでも



- *いずれのメニューも**無料**です。
- *生徒さん向けの授業、PTA 総会のあとの講座、先生方の研修・勉強会等に、ぜひ御活用ください。
- *お申込みは、開催希望日の**2か月前まで**に1度**お電話**で御連絡をお願いします。日程を調整させていただきます。

啓発資材を提供します

DVD・パネルの貸出やリーフレットの配布などを行っています。

貸出や配布は**無料**です！

在庫を確認しますので、お電話でお問合せください。

県消費生活センターのホームページに一覧がありますので、ご覧ください。



©宮城県・旭プロダクション

☆問合せ先☆ 宮城県消費生活センター(宮城県環境生活部消費生活・文化課)

電話 022-211-2524

HP <https://www.pref.miyagi.lg.jp/soshiki/syoubun/syohiseikatsu-center-index.html>



高校生・大学生からこんな相談が寄せられています

事例①<ワンクリック詐欺&二次被害>

アダルトサイトを見ようとし、年齢確認ボタンをクリックしたところ、契約完了画面になり、20万円請求された。慌てて「消費生活センター」とインターネットで検索し、一番上に掲載されていたところへ電話した。「解決する」と言われ、8万円で契約することにしたが、そこは消費生活センターではなく、探偵業者だとあとからわかった。解約したいと伝えたが、「契約書の規定に従い、解約料として調査料金の50%（4万円）を支払え」と言われた。

事例②<実在の事業者を騙る架空請求>

スマートフォンに大手通信販売会社の名前で、有料サイトの料金が未納になっているとSMS（電話番号を用いたメール）が届いた。身に覚えはなかったが、連絡がないと法的措置をとるとあったので電話した。16万円分のプリペイドカードをコンビニで購入して、本日中に支払うように言われたが、どうしたらよいか。

事例③<通信販売の定期購入トラブル>

SNSのネット広告を見て、「お試し価格500円」というダイエットサプリを1回限りだと思い注文した。翌月、同じ商品がまた届き、しかも8,000円の請求書が同封されていた。驚いて電話でキャンセルを申し出たが、「初回のみ500円で、5回定期購入コースを注文している。6回目以降でないと解約はできない。」と言われた。ネット広告をよく見ると、小さな字でそのような記載があった。

事例④<マルチ商法>

高校のときの同級生に、スマホで簡単に何十万円も稼げるというビジネスの勉強会に誘われた。講師から「ビジネスのノウハウを伝授する。3人紹介すれば儲かる」などと説明を受けた。入会金8万円と月謝3万円かかるので、お金がないから払えないと言ったが、「クレジットカードで支払えばいい」と言われ、リボ払いで支払うことにした。数人の友人にインターネットビジネスについて話したが加入してもらえず、負担したお金はすぐに取り返せるという説明と違う。カード会社から請求が来ても支払いができない。

